



環境センターへ直接持ち込み

粗大ごみは町内の集積所には出せません。

【一時的に多量に出たごみ】



【引越しごみ】



【多量の布団】

3枚以上



【カーペット・じゅうたん】

【応接セット・ スプリング入りマットレス】



【タンス・机・家具類（大）】

※解体することができるものは解体する



【ベッド・ベッド材】

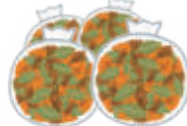


【室内用健康器具（大）】



【剪定した多量の葉っぱ】

市販の無色透明の袋に入れる。



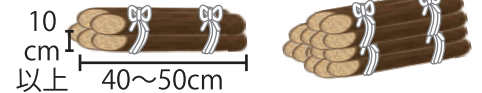
【剪定した多量の木・枝】

1.8m以下に切ってから、1人で持てる大きさにばらけないようにくくる。



【多量の木・木切れ】

直径10cmを超えるものは、40~50cmぐらいに切って1人で持てる大きさにくくる。



環境センターで処理できないもの

専門の処理業者または購入店に処理を依頼してください。

【タイヤ】



【土・泥・砂・石】



【バッテリー】

購入した販売店に引き取ってもらうかリサイクル協力店に処理の依頼をお願いします。



【ガスボンベ】



【バイク・自動車の部品】



【ドラムかん】



【農業用ビニールハウス】



【タタミ】



【機械油】



【マルチビニール】



市内のタタミ協会店へ相談してください。（20cm幅に切れば持込み可）

【消火器】



【太陽熱温水器】



【パソコン】



【ピアノ】



【コンクリートブロック・レンガ】



【農薬・除草剤・劇薬のかん・びん】

【中身が入ったかん・びん】

【農機具類】



【スレート・外装板・石こうボード】

【建築（新築・改築）・建設廃材】

【多量の製造業廃棄物】

家電4品目（家電リサイクル法対象品目）

エアコン（室外機）・テレビ（薄型も含む）・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機（衣類乾燥機）の4製品は、販売店が収集運搬しメーカーがリサイクルすることになっており、そのための費用は、消費者が負担することになっています。



【エアコン及び室外機】



【テレビ】



【冷蔵庫・冷凍庫】



【衣類乾燥機・洗濯機】

消費者が負担する費用

リサイクル料金
+
収集運搬費
+
リサイクル券
+
消費税

手続きは、その家電品を購入した店または買換品を購入する店で行えます。

市による収集や環境センターへの持ち込みはできません。